

特別用途表示の許可等に関する委員会 議事録

消費者庁食品表示課

特別用途表示の許可等に関する委員会

議事次第

日 時：令和6年3月21日（木）16時00分～16時54分

場 所： AP虎ノ門

議題

- （１）特別用途表示の許可等に関する今後の審査手続きについて
- （２）特別用途表示の許可等に関する委員会における部会の設置について
- （３）特別用途表示の許可等に関する委員会議事録の公開基準について
- （４）その他

出席者

五十音順・敬称略

《常任委員》

- 石見 佳子 東京農業大学総合研究所 教授
- 佐藤 淳子 順天堂大学大学院医学研究科代謝内分泌内科学 准教授
- 幣 憲一郎 武庫川女子大学食物栄養科学部食物栄養学科 教授
- 竹林 純 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究部 室長
- 原 純也 武蔵野赤十字病院 課長
- 深柄 和彦 東京大学医学部附属病院 教授

(臨時委員)

- 阿部 裕 国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第二室 室長
- 稲野 彰洋 福島県立医科大学附属病院臨床研究センター 特任教授
- 上原 万里子 東京農業大学応用生物科学部 教授
- 辻 典子 十文字学園女子大学人間生活学部 教授
- 八村 敏志 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
- 山内 淳 東京農業大学国際食糧情報学部 教授

○：委員長

○今川保健表示室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「特別用途表示の許可等に関する委員会」を始めさせていただきます。

私、消費者庁食品表示企画課保健表示室長の今川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席くださいます、誠にありがとうございます。

本日の議事は、運営規程第6条第2項に該当することから、運営規程第13条第2項に基づき、公開での審議となります。

初めに、消費者庁の依田審議官より、一言御挨拶申し上げます。依田審議官、よろしくお願いいたします。

○依田審議官 委員の皆様、こんにちは。消費者庁で食品担当審議官をやっております依田と申します。冒頭、一言御挨拶申し上げます。

改めまして、委員の先生方におかれましては、日頃より消費者行政についての御理解・御協力をいただきまして、改めて御礼申し上げます。また、年度末の御多用の中、本委員会への御参画、御出席、急遽決めていただきまして、重ね重ね感謝申し上げます。

さて、令和6年度から、いよいよ厚生労働省の食品衛生基準行政が消費者庁に移管され、「食品衛生基準審議会」というものも新設されます。これに伴いまして、衛生安全基準から特定保健用食品の効果に至る審査といったものが消費者庁内部で対応できるという体制が構築されるわけでございます。これを契機といたしまして、特定保健用食品の表示許可等の審査手続についても一部見直しまして、従来の消費者委員会への諮問という手続を廃止して審査手続の見直しを図るということに、消費者庁としてした次第でございます。

今後の検討体制としましては、消費者委員会の新開発食品調査部会の下部機関として効果の審議、この調査会の構成機能を、既に消費者庁に設置しておりました「特別用途食品の許可等に関する委員会」に継承させることにしまして、健康増進法に基づく特別用途表示の許可に関しまして、その妥当性の審査を一体として御審議いただくという場として再設定させていただきました。これに伴いまして、特定保健用食品につきましても、特別用途表示の許可を要する食品としまして、この委員会の中で一体的に御審議いただくというような体制にするということでございます。これに伴いまして、先般、消費者庁内におきまして必要な運営規程の見直しを行うということで、この委員会につきましても「特別用途表示の許可等に関する委員会」というふうに名称を変更させていただいているところでございます。

また、新たに調査会の構成員の先生方を中心に、この委員会の委員になっていただきますような委嘱手続を進めてきたところでございます。

本日は、特定保健用食品を含めた特別用途食品の今後の審査手続等について御報告させていただければと考えております。

本日も、テレビ会議システムを利用した開催となりますので、会議の進行等において、

皆様には少し御不便をおかけするようなところもあると思いますが、御容赦いただければと思います。

本日もよろしくお願い申し上げます。

○今川保健表示室長 依田審議官、ありがとうございました。

それでは、本日御出席の委員を御紹介させていただきます。通信状況の確認も兼ねまして、お名前をお呼びさせていただきますので、お名前だけで結構ですので、お返事いただけましたら幸いです。

まず、既存の委員として、東京農業大学総合研究所教授 石見委員長でございます。

○石見委員長 石見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○今川保健表示室長 順天堂大学大学院医学研究科代謝内分泌内科学准教授 佐藤委員でございます。

○佐藤委員 佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○今川保健表示室長 武庫川女子大学食物栄養科学部食物栄養学科教授の幣委員でございます。

○幣委員 幣でございます。よろしくお願いいたします。

○今川保健表示室長 国立健康・栄養研究所食品保健機能研究部食品分析・表示研究室長 竹林委員でございます。

○竹林委員 竹林です。よろしくお願いいたします。

○今川保健表示室長 武蔵野赤十字病院課長 原委員でございます。

○原委員 原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○今川保健表示室長 東京大学医学部附属病院教授 深柄委員でございます。

○深柄委員 深柄でございます。よろしくお願いします。

○今川保健表示室長 どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、新たに委嘱された臨時委員を御紹介いたします。

国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第二室室長 阿部委員でございます。

○阿部委員 阿部です。よろしくお願いいたします。

○今川保健表示室長 福島県立医科大学附属病院臨床研究センター特任教授 稲野委員でございます。

○稲野委員 稲野でございます。よろしくお願いします。

○今川保健表示室長 よろしくお願いいたします。

東京農業大学応用生物科学部教授 上原委員でございます。

○上原委員 上原と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○今川保健表示室長 十文字学園女子大学人間生活学部教授 辻委員でございます。

○辻委員 辻と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○今川保健表示室長 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 八村委員でございます。

○八村委員 八村でございます。よろしくお願いいたします。

○今川保健表示室長 東京農業大学国際食糧情報学部教授 山内委員でございます。

○山内委員 山内でございます。よろしくお願いいたします。

○今川保健表示室長 なお、大阪大学大学院医学系研究科医療データ科学寄附講座特任教授の飛田委員につきましては、本日、御都合により御欠席でございます。

委員の皆様方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、事務局を紹介いたします。

消費者庁の依田審議官でございます。

○依田審議官 依田でございます。改めて、よろしくお願いいたします。

○今川保健表示室長 特定保健用食品の担当調査官の横田でございます。

○横田調査官 横田でございます。よろしくお願いいたします。

○今川保健表示室長 特別用途食品の担当課長補佐の今井でございます。

○今井課長補佐 今井です。よろしくお願いいたします。

○今川保健表示室長 そして、私、改めまして、食品表示企画課保健表示室長の今川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これ以降の進行につきましては、石見委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○石見委員長 ありがとうございます。

それでは、議事次第に沿って、検討事項に入ってまいります。まずは、議事（１）「特別用途表示の許可等に関する今後の審査手続について」進めてまいります。資料１と資料２について事務局より御説明をお願いいたします。

○今川保健表示室長 事務局、今川でございます。

資料１、資料２でございます。

まず、資料１のほうから御説明申し上げます。このパワーポイントの１枚紙でございますけれども、「特定保健用食品の許可等の審査手続の見直しについて」ということでございまして、これは先般、令和６年２月２８日に消費者委員会の本会議で御説明申し上げました資料と同じものでございます。

四角の中に文字が書いてございます。まず、そこを見ていただきますと、１行目、特定保健用食品の審査手続について、令和６年度から、消費者庁に既に設置されている「特別用途表示の許可等に関する委員会」を有効活用し、特定保健用食品の許可等の審査手続の合理化を図るというものでございます。

具体的には、下の絵を見ていただきますと、これまで消費者庁ができて以降は、消費者委員会にトクホの調査審議をお願いしていたところでございます。消費者委員会の下、新開発食品調査部会を設けていただいております。また、その部会の下に新開発食品評価第一調査会を設けて調査審議をいただいていたところでございます。

効果と安全性とあるのですが、第一調査会のほうでは主に効果を御審議いただいております。それから、一番下に少し書いてありますけれども、安全性（リスク評価）に

つきましては、これまでも食品安全委員会に諮問しておりましたけれども、ここは引き続き食品安全委員会に諮問する予定でございます。

一方、効果のほうは、これまで、今、申し上げました第一調査会、9名の委員になっていただいているところですが、これを令和6年度4月以降、消費者庁内に既に設置している特別用途表示の許可等に関する委員会、ここでこの委員をそのまま継承する形で調査審議いただくという予定にしております。今、この特別用途表示の許可等に関する委員会、6名の委員に担っていただいております、トクホも特別用途表示の食品なのですが、トクホ以外の特別用途表示の許可について御審議いただいております。この委員会が平成29年5月に消費者庁内で立ち上がっているところでございます。

この委員会の中に、今、御審議いただいている第一調査会9名の委員をそのまま継承する形で、この委員会に入らせていただいて、この委員会で、今後、トクホも許可等の妥当性の適否の調査審議を行っていただくという予定で考えてございます。

ただ、トクホとトクホ以外と、作業量がダブるということはあまり考えていなくて、今までトクホ以外の御審議をいただいていた6名の委員の方には、引き続きトクホ以外の御審議をいただき、今までトクホを御審議いただいていた第一調査会の委員の9名の方には、引き続きトクホのみ御審議いただくという方向で検討しているところでございます。これにつきましては、次の議題のところで、また詳しく御説明申し上げたいと思っております。

この委員会で御審議いただいて、消費者庁が許可していくということになりますけれども、その許可の状況等につきまして、4月から新しく「食品衛生基準審議会」が消費者庁内に設置されます。委員会とは別ですが、「食品衛生基準審議会」が、食品基準行政が厚生労働省から4月に移管されるのに伴いまして審議会機能が新たに設置されるというものでございます。この審議会の中で許可の状況などを報告、食品安全委員会のリスク評価結果を踏まえた妥当性の判断の結果などを報告して、必要な御意見をいただきながら進めていくことを考えております。

続きまして、資料2でございますけれども、委員会にトクホの調査審議をしていただくという関係で、題名が「特別用途表示の許可等に関する委員会運営規程」ということで、既にある委員会の中にトクホの調査審議も明確に入れ込んでいくという内容でございます。先ほど依田審議官からも若干お話がございましたけれども、題名につきまして「特別用途食品」だったのですが、ここを「特別用途表示」に変えております。これは健康増進法43条に明確に沿った内容に、これを機に少し変えているというものです。43条が、特別用途表示をしようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならないとなっておりますので、その表示について許可等を調査審議していただくという趣旨も踏まえて修正させていただいているものです。

ここ以外に、主に修正点が4点あるのですが、具体的に主な変更箇所を下線を引いてございますので、下線部を中心に御説明申し上げたいと思います。

まず、第6条です。これまでは、この運営規程に基づきましてトクホ以外の御審議をしていただいていたのですけれども、この委員会に明確にトクホも御審議いただくということで、6条のところに下線が引いてありますけれども、「及び特定保健用食品に係る申請内容」というのを加えさせていただいております。

それから、第7条が新設してございますけれども、部会というところです。まず、1項ですけれども、委員長は、必要に応じて、本委員会の同意を得て、本委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき者は、委員長が委員及び臨時委員のうちから指名する。

3 部会には部会長を置き、当該部会に属する者から委員長が指名する。

4 部会長に事故があるときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 本委員会において特段の定めをした場合のほかは、部会の議決をもって本委員会の議決とするということを新設してございます。

続きまして、13条です。審議の公開というところですが、これはトクホのほうは、基本的に審議は公開するという前提でございましたので、それに併せて、基本的には公開ということが中心になるように書いてございます。13条、本委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

2 本委員会の審議については、審議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると委員長が認める場合その他の委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。また、当該場合においても、非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。

3 前項の規定により委員長が審議を非公開とすることを必要と認めた場合は、本委員会はその理由を公表する。

4 本委員会の議事録については、公開する。ただし、第2項の規定により委員長が審議を非公開とすることを必要と認めた場合は、一部を非公開とすることができる。ということを修正されております。基本的には、公開前提で、必要があれば非公開というような流れになります。

続きまして、14条、準用というところです。これは部会が新たに設置されましたので、部会というところも「委員長」を「部会長」と読み替えたり、「本委員会」を「部会」と読み替えたりという読替規程でございます。

主にこの4点を修正してございます。

ひとまず、私のほうから以上でございます。よろしくお願いいたします。

○石見委員長 ありがとうございました。

それでは、今の事務局からの説明について、委員の皆様から御質問をいただきたいと思っております。御質問がある方は、挙手でお願いいたします。

深柄委員、御意見をお願いいたします。

○深柄委員 東京大学の深柄でございます。

いろいろな決定事項を迅速に進めるために、このような組織の改革、非常に有効だと思いますので、私は賛成しております。

先ほどの資料２の部会についてですけれども、この部会がトクホについていろいろ議論して結果を出すということでよろしいわけですね。

○石見委員長 事務局、お願いいたします。

○今川保健表示室長 事務局、今川でございます。ありがとうございます。

委員のおっしゃるとおり、この部会で具体的にトクホの調査審議をいただきまして、部会として決定していただくということで、基本的には部会が中心に回ってくるということになるかと思っています。この辺りは、次の議題のところでも、また改めて御説明させていただきます。

以上でございます。

○深柄委員 そうすると、委員会運営規程の中には、部会がトクホとかははっきりと書いていないですね。あるいは、特別用途食品についても部会が検討するかどうかということ、ここには書いていないですね。資料２には、書いてありましたか。

○今川保健表示室長 事務局、今川でございます。ありがとうございます。

ここに具体的にトクホの何々部会ということは書いてございませんけれども、部会を設置することができるとして、具体的には、次の議題ではありますが、資料３のところで、後ほど御説明申し上げますけれども、「特別用途表示の許可等に関する委員会における部会の設置について」ということで、特別用途表示の許可等に関する委員会の委員長、石見佳子委員長お名前でも部会を設置させていただくということになります。ここで、この部会を設置した以降は、この部会でトクホを調査審議いただくということになるかと思っています。

以上です。

○深柄委員 分かりました。では、この運営規程と資料３と併せてということですね。資料２だけを見ても、部会の仕事がどこの部分にというのは分からないけれども、資料３を併せれば大丈夫ということよろしいわけですね。

○今川保健表示室長 事務局、今川でございます。

おっしゃるとおりでございます。

○深柄委員 はい。それで、資料２の２ページ目の下のほうで、部会で決めたことは本委員会に諮られるのでしょうか。例えば、部会でこういうふうに決めましたよということで、本委員会の親委員会の委員に、こういうふうに部会で決まりましたが、よろしいでしょうかというふうに来るのでしょうか。このままだと、委員会の下に部会ができるけれども、部会が決めたなら、それで本委員会の議決となるということなので、本委員会で部会のメンバーになっていない方もいっぱいいらっしゃると思うのですけれども、決まったら、それは本委員会が決めたということになるのでしょうか。

○今川保健表示室長 事務局、今川でございます。

先生のおっしゃれるとおりでございます。部会の第7条の5のところで、今、先生も御指摘いただきました、部会の議決をもって本委員会の議決とするというところで、この部会で議決とするというふうに考えてございます。したがいまして、委員会のほうに諮ることはないということでございます。

以上でございます。

○深柄委員 分かりました。

そうすると、部会は委員会の下にあるというか、委員会とまた別に、あたかも、例えば病院の決まりごととか、委員会でこういうふうに決めたので、執行部会で認めてくださいとあって、執行部会で認められると最終的に病院の方針になったりするのですけれども、委員会の下に部会があって、その部会が決めたことは、委員会の委員がそれを承認とか議論しなくても委員会が決めたことになるという書き方ですね。それで大丈夫なのでしょう。すみません、文句を言っているわけではないのですけれども、後で、例えば、私、部会のメンバーにはならないと思うので、そのときに、部会で決めて、これは委員会で決めたことですよという書きぶりですね。なので、それがそのまま委員会の責任になると私は思うのです。

もちろん、委員長でいらっしゃる石見先生は部会のメンバーを決めていらっしゃるし、部会のメンバーでもいらっしゃるの、大変なことにはならないし、部会のメンバーの方々の良識ある見解というのは全部分かっているのですけれども、この文面だと、部会で決めたことを委員会に諮ることなく、委員会が決めましたよという形になりますね。

○依田審議官 審議官の依田でございます。

こういった規程は、現在、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会における下部機関の規程を参考につくらせていただきまして、先生のおっしゃるとおり、1回、委員長が部会の設置に発議いたしまして、この委員会として御同意いただいた暁には、部会の議決をもって委員会の議決というふうにみなすことによりまして、部会の議決の後に改めて本委員会を開くことなく決定していくということで、その審議の効率化を図っていくということでございます。ですので、これからまさに次の議題におきまして、委員長のこの提案に関しまして、そのやり方についても含めて御同意いただけるかという御議論に入ってくるのかなと思っております。

やり方はいろいろございます。再度、本委員会に報告する。完全に専決ではなくて、本委員会でも審議しないとおかしいのではないかと、こういういろいろなやり方もありますので、そこは部会の持ち方ということになるかと思っておりますけれども、今、私どもが決定しました規程におきましては、部会を1回設置した暁には、部会の議決事項をもちまして本委員会の議決ということとするという7条5項の規程の提案をさせていただいているということでございます。

○深柄委員 すみません、まだ全ての議論が尽くされない中で、お話も聞かない中で質問

させていただきました。分かりました。

○石見委員長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、幣委員、お願いします。

○幣委員 今の深柄委員のお話で、私もちょっと認識が違っていればと思ってお聞きしたいのですが、特定保健用食品の審議に当たっての部会の役割と委員会の役割は別だというお話が最初にあったようにお伺いしたので、部会のほうで決まった内容を一律に委員会のほうで審議するというよりも、それぞれが独立した立ち位置で物の違う審議を行うという認識を私は持っていたのですが、その辺りだけ、もう一度説明いただければ私も理解しやすいのですが、いかがでしょうか。

○依田審議官 従来の法律に設置された審議会の運用規程を参考にさせていただいておりまして、先生のおっしゃるとおりでございます。1回部会を設置して、部会で決めたものについては、その部会の議決事項を本委員会の議決事項とするということでございます。とはいえ、部会は本委員会の下に置かれるという位置付けでございますので、ここから先は御相談でございますけれども、議決事項は部会の議決事項でありますけれども、親委員会のほうに事後的に御報告するとか、そういうようなことがあってもよろしいのではないかというふうに、ここは委員長と御相談事項かなと考えております。

○幣委員 ありがとうございます。

後の議事を進めていただければと思います。

○石見委員長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事（２）に入ります。「特別用途表示の許可等に関する委員会における部会の設置について」でございます。これについて進めてまいります。

資料３について、私のほうから説明いたします。先ほど御説明があったように、今後、「特別用途表示の許可等に関する委員会」において、特定保健用食品の表示許可等についても審議が可能となりますが、効率的に調査審議を行うために、委員会の中に部会を設置したいと考えております。これまで、特定保健用食品の表示許可に関する調査審議を行ってきた消費者委員会の「新開発食品調査部会」におきましては、調査会を置いた上で調査審議を行ってまいりました。私としては、専門的な調査審議については、この部会での審議体制が効率的と考えております。

部会の設置については、特別用途表示の許可等に関する委員会運営規程の第７条で、「委員長は、必要に応じて、本委員会の同意を得て本委員会に部会を置くことができる」と定められておりますので、お諮りする次第でございます。

この提案につきまして、先ほどから御意見いただいておりますが、さらに御意見いただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど審議官より、部会で議決した件について本委員会のほうに報告したほうがよろし

いかという御提案がありました。これについて審議いただければと思います。

深柄委員、先ほど御意見いただきましたけれども、いかがでしょうか。

○深柄委員 東京大学の深柄でございます。

恐らく、トクホのいろいろな許可とか何とかというときに、効率的に迅速に進めていくということを考えれば、もう一回委員会でもむということになると、これまでと何が効率化されたのかということで、システムを変えたことの意味がなくなってしまうとは思いますが。ただ、部会で決めたことが、もう委員会で決めたことなのだというふうになるのは、個人的な感想としては何か不思議な感じがして、部会で決めたことが国の方針として決まるということであれば、その後、委員会で再審議しないのであれば、普通の私の感覚では、部会がこれについても許可するという形にして、委員会がそれを許可するというか、議決になるというのは、本来おかしいような気はするのです。すみません、本当に文句を言っているような形で。

なので、委員会のメンバーのほうが部会のメンバーよりも、例えばはるかに見識があるとか、そういうわけではないので、あと、どちらが上、どちらが下というのではなくて、多分、部会の見識ある方々が決めたら、部会が決めたので、これで決まりですよとなるのが、この委員会がこれをもって委員会の決議とするというふうにすれば、普通の人たちは、委員会の人たちもこれを検討して、みんなで考えて、こうなったのだなというふうに思うと思うのです。

ただ、官公庁のやり方としては、これがあるべき姿であるということであれば、私はこれ以上、何も言わないのですけれども、すみません、文句を言っているわけではないのですけれども、これまでの自分がいろいろ決めたりというときの手順として、下に部会を設置して、その部会が決めたことが、そのまま委員会が決めたことになるということに対して違和感を持ったので発言させていただきました。部会で決まったことを取りあえず御連絡だけいただければ、それで私はいいいと思いますけれども、すみません。

○石見委員長 ありがとうございます。

ただいまの御意見につきまして、委員会の委員の先生方、御意見いただきたいと思いますが、どなたかいかがでしょうか。

先ほど、幣委員から御意見いただきましたが、竹林委員、原委員、佐藤委員、いかがでしょう。

どうぞ。

○幣委員 武庫川女子大学の幣でございます。

今、深柄委員のほうからお話が合ったとおり、先ほどもちょっとお話をお伺いしたのですが、委員会の中で審議されるトクホの内容と、部会で審議される内容というものが異なると、冒頭部分のお話で私自身は理解したので、本来であれば委員会が2つあって、それぞれが独立した見解で審議されたものを承認するという形が適切なのですが、石見委員長の下でまとめて部会において詳細な審議をしたものを、委員会として認めるというお

立場的なものが入っての御意見ではないかと。

私は、深柄先生のおっしゃる御意見がごもつともで、部会で決めたものを全て何も審議もしないまま委員会が了承するということが、通常はちょっと理解しにくい部分なので、お話のように、少し御意見などを聞かれるタイミングを、どこかで委員会の中に設けていただければ、運営上の形としては、御説明いただいたもので私自身も結構かと思っておりますが、全く審議もない中の議決事項であるという部分に関しては、少し違和感の残る部分かと思いますので、さらなる御審議をしていただければと感じます。よろしく願いいたします。

○石見委員長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 恐れ入ります、順天堂大学の佐藤でございます。

先日、委員会と部会と、両方出ささせていただきまして、それぞれ全く別のものを審議しているということが、私自身、やっと理解できました。ただ、この組織図を見ますと、先生方がおっしゃるように非常に分かりにくいのですが、本日、事務局の方のお話を聞きますと、これは行政の上では割と普通のことということでございましょうか。私の今日の理解はそのような形なのですが。

ただ、一般的に考えますと、少し納得しがたい部分もございますが、石見委員長が両方におられますので、例えばトクホのほうの会で決まったことを委員会に御報告するという形で、先生方の御許可をいただくというのはいいやり方なのかなというふうに個人的には感じております。

以上でございます。

○石見委員長 佐藤委員、御意見ありがとうございます。

それでは、竹林委員、いかがでしょう。

○竹林委員 竹林です。

私のほうは、特別用途食品の委員会に昨年から参加させていただきまして、今までトクホのほうの委員にはオブザーバーとして参加させていただいていたところです。

今回、トクホのほうが特別用途食品のほうに合わさったというところなのですが、特別用途食品というところで考え方が似通っているところもあるかと思しますので、1つの委員会として運営していくというのは合理的なのかなと思いました。よろしくお願いします。

○石見委員長 特に部会の決議について、委員会に報告する必要はないというふうにお考えでしょうか。

○竹林委員 委員長が必要だと感じたものを共有していただければ、それでよいのではないかと考えております。

○石見委員長 ありがとうございます。必要に応じてということで、ありがとうございます。

原委員はいかがでしょう。

○原委員 ありがとうございます。原でございます。

私も深柄先生のお話を伺っておりまして、確かに、あの組織図から見ると疑問符がつくなというのはありました。ただ、今までの御意見を含めて、私は委員長がトクホの委員会のほうにも御参画いただくということで、必要に応じて報告をいただけるという状況であれば、別組織として運営されるのだろうという理解の下、問題はないかなと思っております。

以上です。

○石見委員長 ありがとうございます。

今までの御意見ですと、多くの委員が、必要に応じて部会で決定されたことを委員会のほうに報告するということで、委員会の委員長の私が部会のほうに出席するという場合には、特に大きな問題は生じないのではないかという御意見でした。

事務局、いかがでしょうか。

○依田審議官 先生、ありがとうございます。

まさに石見委員長のおっしゃったとおりでございます。石見委員長が委員長であり、なおかつ部会の事項について、親委員会のほうで必要に応じて御報告していただき、そこで実質的なコメント、御議論があったとしても、それでよろしいのではないかということでございます。先ほど、若干違和感があるというような御指摘もありましたけれども、すみません、国の審議会の、例えば薬食審におきまして新開発部会のほうで一定の許可をするという形で、1回、親委員会のほうから委任を受けた場合には、その新開発部会の決定事項をもって薬食審の議決とするということで審議の効率化を図っているというのが実態でございます。

一方で、部会に1回、議決事項として委ねるのですけれども、親委員会のほうには報告をするということにしておりまして、一体的に薬食審の議決をいただいたというふうに対外的には私どもは表現させていただくということでございます。

いずれにしても、情報共有、御報告ということの手続は委員長の御判断でやっていただくというのは、事務局としても非常に効率的でありがたいやり方ではないかなと考えております。

○石見委員長 それでは、今、事務局からも御意見いただきましたように、部会で決定されました事項につきましては、本委員会のほうに御報告するということでよろしいでしょうか。そうしますと、第7条の5の書きぶりはこのままでよろしいでしょうか。何か変更する事項がありましたらお願いいたします。

それでは、今、事務局のほうから、第7条の5につきましては、先ほど申し上げました部会の決議事項を本委員会に報告するということにつきましては、「本委員会において別段の定めをした場合のほかは」というところに含まれるという理解で、国のこれまでの運営・運用に従いまして、この文章で運用していくということでいかがでしょうか。

深柄委員、いかがでしょう。

○深柄委員 東京大学の深柄でございます。

今回の枠組みの変更について、本来であれば、多分、委員会を２つ横並びにして、トクホについての検討の委員会と特別用途食品というふうにするとすっきりすると思うのですが、恐らくは、国として委員会がどんどんできてしまうというのも困るので、その下にぶら下げているという形で、実は両方とも独自にやっているということは理解しています。それで問題ありません。

○石見委員長 深柄委員、ありがとうございました。

そのほか、御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ウェブの委員の皆様、よろしいでしょうか。

特に手は挙がっていないようですので、それでは、今、御議論いただいた方向で進めてまいりたいと思います。活発な御議論ありがとうございました。それでは、合意いただいたものとさせていただきます。

また、部会に属する委員及び部会長は、同じく運営規程第７条第２項及び第３項で、本委員会に属する委員から委員長が指名することになっております。委員は、資料３の別紙を御覧ください。資料３の裏側に書いてあります。

部会長は、委員長が指名することになっております。そこで、部会長は佐藤委員にお願いしたいと考えておりますが、佐藤委員、いかがでしょうか。

○佐藤委員 順天堂大学の佐藤でございます。

過分な御指名いただき、どうもありがとうございます。精いっぱい務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○石見委員長 佐藤委員、ありがとうございました。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤委員には、一言御挨拶をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤委員 よろしくよろしくお願いいたします。順天堂大学大学院代謝内分泌内科学に属しております佐藤淳子と申します。

ふだんは、糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病ですとか、甲状腺や下垂体、副腎などの内分泌疾患の診療を行っております。また、大学院生とともに臨床研究を進めておりますので、こういったことが今回参加させていただくに当たりまして、少しでもお役に立てばと考えております。

まだまだ不慣れな点が多く、御迷惑をおかけするかと思いますが、委員の先生方の御指導の下、また事務局の方々の御助力の下に進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○石見委員長 ありがとうございました。

それでは、議事（３）に進みます。「特別用途表示の許可等に関する委員会議事録の公開基準について」でございます。資料４について事務局より御説明をお願いいたします。

○今井課長補佐 それでは、資料４につきまして事務局より御説明させていただきます。

内容の御説明の前に、これまでの本委員会での議事録の取扱いについて、少し補足させていただきます。これまでトクホを除く特別用途食品の個別品目に関する審議の議事録につきましては、非公開としておりました。一方で、トクホにつきましては、参考資料としてつけさせていただいております新開発食品調査部会及び調査会議事録の公開基準に沿って議事録が公開されておりました。

今般、本委員会においてトクホの申請も取り扱うこととなりましたので、これを機に、今後は特別用途食品についても審議の透明性を図る観点から、従前のトクホの運用を引き継いで議事録の公開基準に沿って公開していきたいと考えております。

少し前置きが長くなりましたけれども、資料４の内容にですが、１．非公開項目、２、３と、次のページをおめくりいただきまして、４．公開の方法、５の公開の手順に至るまで、全てこれまでのトクホの議事録の公開基準を引き継ぐ形としております。

また、Ⅱに部会議事録の公開についても書かせていただいております、委員会議事録とあるものについては、部会議事録というふうに読み替えるということで定めさせていただいております。

事務局からは以上になります。

○石見委員長 ありがとうございました。

今の事務局からの説明について、委員の皆様から御意見、御質問をいただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今まで特定保健用食品の審議については、議事録公開になっておりました。今後は、こちらのほうに寄せまして、特別用途食品の審議についても議事録を載せていくということでございます。特に御意見いかがでしょうか。

ないようでしたら、お認めいただいたということにしたいと思います。

それでは、本日、本委員会に特定保健用食品の調査審議を行うための部会が設置されたことを受け、この後、続けて、この部会を開催したいと思いますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。それでは、本委員会はこれで終了といたします。どうもありがとうございました。

○今川保健表示室長 どうもありがとうございました。

部会の委員の方々におかれましては、この後、５分後ぐらいに部会を開催予定でございますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

委員会の先生方、本当にどうもありがとうございました。

事務局からは以上でございます。失礼します。